

藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務委託仕様書

本仕様書は、藤枝市が実施する「藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。本業務の遂行にあたっては、全て契約図書に基づき実施するものとする。

1 業務名

藤枝旧市街地賑わい創出事業（社会実験）業務

2 業務の目的

藤枝旧市街地地区（以下、「本地区」という。）は旧東海道藤枝宿を起源とした歴史・文化が漂う文教エリアであり、古くから本市の中心的な市街地として活動・交流が盛んに行われ発展してきた。一方で、長きにわたり周辺住民の生活を支えてきた商店街について、近年、活力の低下がみられている。

このため、蓮華寺池公園や日本遺産の構成文化財に認定された歴史・文化資源などを活かした更なる発展と商店街の再生を目的に、本地区の総合的な再生に向けた「旧市街地総合再生基本計画」を策定した。

この基本計画に基づき、蓮華寺池公園や岡出山公園を有機的につなぐ拠点として、令和6年3月に「岡出山小路」を整備したため、本地区への回遊性向上や商店街等の活性化を図るためのイベントを実施し、本地区における賑わいを創出することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 事業内容

本業務は、イベントの企画・設営・運営・広報・効果分析をはじめ、発注者や関係団体との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的なイベント企画運営に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

5 委託業務内容

(1) 業務内容

ア 開催場所

岡出山小路（別紙①-1、①-2）

イ 実施回数

・イベントは年3回以上とする。

- ・集客力を高めるための適切な日時設定を行うこと。

ウ イベントの企画、運営（実施計画等の策定も含む）

下記の内容をもとにイベントの企画運営を行うこと。

- ・本地区の賑わい創出や魅力向上に繋がる内容とすること。
- ・蓮華寺池公園から本地区への回遊性向上の促進や来訪のきっかけの創出を図る内容とすること。
- ・岡出山小路をはじめとする公園等の公共空間を有効活用した内容とすること。
- ・商店街や本地区で行う他のイベントと連携した内容とすること。
- ・上記イベントと連携し、相乗効果等の検証を行うこと。
- ・来場者からの意見や情報を収集し、集計・分析した結果を基に回遊性促進を検討する社会実験イベントとすること。

(2) 実施体制

- ・適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、発注者との連絡調整を適切に行うこと。
- ・本事業を遂行するにあたっては発注者及び関係団体等と随時打合せを行い、その記録は受注者が作成すること。なお、打合せに係る費用等は受注者が負担すること。

(3) 運営管理

- ・5(1)で提案した内容を催行するために必要な人員や印刷物、消耗品等の必要な経費を手配すること。
- ・イベント実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。
- ・事業終了後に事業の内容やアンケート調査の集計結果、記録写真、制作物等を記録した報告書を作成すること。
- ・公共施設等の使用等に関する行為については、施設管理者と十分に協議し、使用許可の申請等を適切に行うこと。

(3) 広報

- ・市内外の多くの方に周知するために、効果的な広報を行うこと。
- ・集客促進のため、PRチラシやSNS等の各種メディアの活用を提案すること。

6 著作権の帰属

受注者は、本業務にかかる成果物の著作権を市に譲渡するものとする。

7 実績報告書の提出

- ・事業終了後、事業成果をまとめた実績報告書、並びに社会実験によって得たデータの集計・分析結果を印刷物及び電子データにて提出する。
- ・写真は、委託者に J P E G データで納品すること。
- ・納品された報告書の内容及び J P E G データは、委託者が作成する本件事業についてのホームページや印刷物等に使用できるものとする。

8 委託料の支払い

実績報告書を提出後、委託者が検査した後に支払うものとする。

9 委託予算額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※企画、運営に係る費用や需用費等についてはすべて委託料に含む。

10 再委託等の制限

受託者は、受託者が行う業務の全て、あるいは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

11 その他

- (1) 受託者決定後、協議の上、企画内容を変更することがある。
- (2) イベント実施のすべてについて、危険防止等の安全策を講じること。事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表を提出し、委託者の承認を得ること。
- (4) 本業務委託料にかかる支出について、帳簿及び証拠書類を当該業務終了の年度から起算して5年間整備保管しておくこと。また、受託者は必要に応じて委託者からのこれらの証拠書類の提出、開示請求に応じること。
- (5) 受託者は本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。個人情報の保護の取扱いについては、別紙②「個人情報取扱特記仕様書」によるものとする。
- (6) 本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と発注者との協議により改めて決定する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び記載事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により決定する。